はじめに

社会福祉法人　全国盲ろう者協会

　この調査は、平成３０年４月現在において全国で行われている「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」及び「盲ろう者向け通訳・介助員養成事業」並びにその他の盲ろう者向け関連事業について調査したものです。また、調査対象は、これらの事業を各都道府県(政令指定都市、中核市を含む。以下同じ)から受託している派遣事務所や盲ろう者友の会などです。

　大変お忙しい中、毎年、快くこの調査に応じていただいている皆様には、厚く御礼申し上げたいと思います。

　当初、当協会の自主事業として始められた盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業や養成事業は、やがて地方公共団体の独自施策としても行われるようになり、少しずつ事業規模を拡大してきました。そして、平成２５年度からは障害者総合支援法に定める都道府県地域生活支援事業の「必須事業」として位置づけられました。また、平成３０年度からは、これまでの地域生活支援事業による派遣事業とあわせて、個別給付事業である同行援護事業の中で、盲ろう者の移動支援や意思疎通支援を行う新しい制度的枠組みが施行され、既にいくつかの都道府県においては、盲ろう者友の会などによる取組みも始められています。

　今回の調査でも明らかになったとおり、地域生活支援事業による盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の利用者は、毎年、着実に増加してきておりますが、全国に１万４千人以上いると見込まれる盲ろう者の中では、その１割にも満たない状況です。また、国の予算の性格も、義務的経費(負担金)ではなく、裁量的経費(補助金)であり、自治体の裁量の幅が広い地域生活支援事業という性格から、予算額や事業の実施内容などについては、全国の都道府県間で大きな格差(バラツキ)を生じています。

　同行援護事業の中で、盲ろう者を支援する制度的枠組みが作られたことは、盲ろう者の福祉にとって大きな前進ですが、一方で、これまでの盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業についても、その重要性は何ら変わっておらず、各都道府県においては、この事業の一層の拡充に向けた積極的な取組みが期待されます。

　さらに、同行援護事業においても、実際に盲ろう者の支援を担うのは、盲ろう者向け通訳・介助員であり、盲ろう者支援の専門人材の確保という意味で、盲ろう者向け通訳・介助員養成の必要性は益々高まっているといえます。

　本調査報告書が、このように新たな展開を迎えている盲ろう者関係事業の一層の推進のために、有効に活用されますことを心より祈っております。